平成２５年（フ）第１１２号
栃木県小山市大字犬塚50番地436、従前の住所栃木県小山市西城南２丁目９番地19
破産者　矢納　伸浩
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月13日午前11時
平成26年３月５日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２２７６号
大阪市西区境川１丁目２番48―402号
破産者　株式会社港鋼材
1　破産債権の届出期間　平成26年４月15日まで
2　一般調査期日　平成26年６月２日午後３時
平成26年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２２号
福岡市東区松田１丁目４番17号
破産者　株式会社川島土木運輸
1　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
2　一般調査期日　平成26年６月12日午前11時
平成26年３月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６６号
埼玉県春日部市上蛭田92番地１　ラ・フーシュウ101
破産者　橋本　　裕
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年５月30日午前10時30分
平成26年３月７日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
新潟県長岡市平３丁目６番36号
破産者　青柳　佳也
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年６月９日午前10時50分
平成26年３月10日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
滋賀県野洲市野洲178番地５　アパートメント178―303号、前住所滋賀県守山市川田町915番地
破産者　園田　一隆
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年５月９日午後１時50分
平成26年３月７日　　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２８号
大津市坂本４丁目15番８号
破産者　ヤマジュンテクノこと　山本　順一
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年６月４日午前11時
平成26年３月７日　　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２３号
愛媛県松山市余戸東５丁目３番26号
破産者　白石　雄三
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年６月２日午前11時
平成26年３月10日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４３号
群馬県伊勢崎市境上渕名964番地10　ベルピアドリーム上渕名Ｂ116
破産者　須藤　武次
1　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
2　一般調査期日　平成26年５月26日午前10時30分
平成26年３月10日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第４７号
山口県周南市大字鹿野下2551番地の１
破産者　秋本　　勉
異議申述期間　平成26年４月10日まで
平成26年３月10日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２２９１号
福岡市中央区桜坂３丁目11番63―1002号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区古小烏町75番地
破産者　松江　國秀
異議申述期間　平成26年５月７日まで
平成26年３月４日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２５年（フ）第１５６号
岡山県倉敷市連島１丁目13番10号　グランデ・ルミエール406
破産者　谷澤　清明
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０１５号
東京都港区虎ノ門４丁目３番13号神谷町セントラルプレイス４階
清算株式会社　株式会社ミナミ製作所
代表清算人　渡辺　　勝
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１０２号
茨城県ひたちなか市釈迦町４番８号
清算株式会社　株式会社ミナト
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第７号
栃木県那須塩原市塩原355番地
清算株式会社　玉屋株式会社
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（ヒ）第１１号
宮崎市京塚１丁目５番２号
清算株式会社　株式会社宮崎レマンホテル
代表清算人　河野　義和
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
山口県萩市大字椿東字奈古屋1189番地
再生債務者　株式会社柚子屋本店
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年３月５日　　山口地方裁判所

再生手続終結中更正

平成２２年（再）第１号
群馬県伊勢崎市波志江町4134番地４
再生債務者　阪東電気株式会社
1　主文　当裁判所が平成26年２月26日にした再生手続終結決定中、再生債務者の住所が「群馬県伊勢崎市波志江町4126番地15」とあるのを「群馬県伊勢崎市波志江町4134番地４」と更正する。
2　決定年月日　平成26年３月５日
前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第７号
千葉県船橋市大穴北２丁目６番１棟131号
再生債務者　宮川美智子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月10日から平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第３号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰新田542番地12
再生債務者　宮永　敏彦
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月10日から平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第７号
茨城県稲敷市西代1533番地１リバーテラス・イーストⅠ502
再生債務者　吉田　将和
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月11日から平成26年４月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部